

届出・証明

戸籍に関する主な届出一覧

▶総合窓口課総合窓口係

名称	届出期間	届出地	届出人	届出に必要なもの
出生届	生まれた日を含み14日以内	<ul style="list-style-type: none"> • 父母の本籍地 • 届出人の所在地 • 出生地のいずれか 	父または母（父母が婚姻していない場合は母）等	<ul style="list-style-type: none"> ●届書1通 ●出生証明書（出生届の右側です。医師に記入してもらいます。） ●母子健康手帳 ○命名は常用漢字及び人名用漢字の範囲内でつけてください。
婚姻届	届出の日から法律上の効力が発生します。	<ul style="list-style-type: none"> • 夫または妻の本籍地 • 夫または妻の所在地のいずれか 	夫になる方と妻になる方	<ul style="list-style-type: none"> ●届書1通（証人2名の署名が必要）
離婚届	届出の日から法律上の効力が発生します。（裁判離婚の場合は調停成立・審判確定・判決確定の日から10日以内）	<ul style="list-style-type: none"> • 夫妻の本籍地 • 夫または妻の所在地のいずれか 	夫と妻 裁判離婚の場合は申立人または訴えの提起者	<ul style="list-style-type: none"> ●届書1通 ①協議離婚の場合、証人2名の署名が必要です。 ②調停離婚の場合、調停調書の謄本 ③裁判または判決離婚の場合、審判書または判決書の謄本及び確定証明書 ○婚姻中の氏をそのまま称したい方は、離婚後3か月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」をしてください。
死亡届	死亡の事実を知った日を含み7日以内	<ul style="list-style-type: none"> • 死亡者の本籍地 • 届出人の所在地 • 死亡地のいずれか 	死亡者の同居の親族、同居していない親族、その他の同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人等	<ul style="list-style-type: none"> ●届書1通 ●死亡診断書または死体検案書（死亡届の右側です。医師に署名または記名押印してもらいます。） ※受理後、火葬許可証を発行します。
死産届	死産した日から7日以内	<ul style="list-style-type: none"> • 届出人の所在地 • 死産のあった場所の市区町村のいずれか 	死産した子の父（父母が婚姻していない場合は母）等	<ul style="list-style-type: none"> ●届書1通 ●死産証書（死産届の右側です。医師に署名または記名押印してもらいます。） ※受理後、火葬許可証を発行します。
転籍届	届出の日から法律上の効力が発生します。	<ul style="list-style-type: none"> • 転籍者の本籍地 • 届出人の所在地 • 転籍地のいずれか 	筆頭者と配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ●届書1通

※届出時、虚偽の届出を防止するため、来庁者の本人確認をしています。本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）を提示してください。

夜間・休日も戸籍関係届書をお預かりすることができますが、届書の内容審査は行いません。また、外国籍の方の場合、国籍や地域により、提出に必要な資料等が異なる場合があります。後日、届出し直しとなる場合がありますので、開庁時間内に届け出ていただくか、あらかじめ総合窓口課で届書の内容確認を受けられることをおすすめします。

住民登録に関する届出一覧

▶総合窓口課総合窓口係

届出の種類	届出期間	届出に必要なもの	届出人
転入届 引越してきたとき	引越してきた日から14日以内	●転出証明書（前住所地で交付を受けてください。） （特例転入を除く。） ●本人確認ができる書類 ●マイナンバーカード （交付を受けている方のみ）	届出義務者は異動する本人または世帯主。 代理人の場合は委任状が必要。
転出届 市外に引越するとき	引越前でも手続きできます	●印鑑登録証（カード：登録している方のみ） ●本人確認ができる書類	
転居届 市内で引越したとき	引越した日から14日以内	●本人確認ができる書類 ●マイナンバーカード （交付を受けている方のみ）	
世帯変更届 世帯主が変わったり世帯を合併または分離したとき	変更のあった日から14日以内	●本人確認ができる書類	

マイナンバーカードの住所変更等の手続きには暗証番号が必要になります。

また、マイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインで引越し手続きを行うことができます。詳しくは、デジタル庁「マイナポータルから引越し手続きをする方法」をご確認ください。

「マイナポータルから引越し手続きをする方法」

<https://digital-gov.note.jp/n/n081c378de9b6>

証明書の交付

▶総合窓口課総合窓口係

総合窓口課で交付している証明書の主なものは表のとおりです。証明書申請の際には、本人確認書類を提示していただきます（マイナンバーカードや免許証などの写真付きの公的なものなら1点、顔写真のないものについては2点）。戸籍証明書や住民票の写し、住民票の除票の写しの請求の際には、関係性を証明する資料が必要になる場合があります。第三者による請求については、請求権が確認できる疎明資料が必要です。

なお、証明書を代理で請求する場合は、委任状が必要になります。

証明の種類	
戸籍関係	戸籍謄本（全部事項証明） 戸籍抄本（個人事項証明） 除籍謄本 除籍抄本 改製原戸籍謄本 改製原戸籍抄本 身分証明書 独身証明書 戸籍記載事項証明書 除籍記載事項証明書 届書等情報内容証明書 戸籍附票の写し 戸籍の附票の除票の写し 不在籍証明書 戸籍届出受理証明書 戸籍届出記載事項証明書 戸籍電子証明書提供用識別符号 除籍電子証明書提供用識別符号
住民票関係	住民票の写し 住民票記載事項証明書 不在住証明書
税関係	課税（非課税）証明書 納税証明書
その他	印鑑登録証の交付 印鑑登録証明書 臨時運行許可証（仮ナンバー） その他の証明書

証明書等コンビニ交付サービス

▶総合窓口課総合窓口係

マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストア等のマルチコピー機で証明書を取得することができます。利用にはマイナンバーカードまたは利用者用電子証明書が搭載されたスマートフォンと、数字4ケタの暗証番号が必要になります。

【利用時間】午前6時30分～午後11時（年末年始、メンテナンス日を除く。）

【取得できる証明書】

証明書の種類	取得できる証明書
住民票の写し	本人及び本人と同一世帯の方のもの
印鑑登録証明書	印鑑登録をしている本人のもの
課税証明書 非課税証明書	本人の最新年度のもの
戸籍の全部事項証明書 戸籍の個人事項証明書 戸籍の附票の写し	本籍地が福生市である方のも ※本籍地が福生市以外の方は、事前に本籍地利用登録が必要です。

■市役所1階総合窓口課付近にマルチコピー機を設置しています。

利用できる方は、福生市に住民登録がある方に限ります。

※戸籍証明書は、本籍が福生市以外の場合、取得できません。また、本籍地利用登録の機能はありません。

住民票等の電話予約サービス

▶総合窓口課総合窓口係

電話予約で、夜間、休日も証明書が受け取れます。聴覚障害をお持ちの方は、FAX：552-5150で予約ができます。

交付できる証明書	住民票、印鑑登録証明書、課税証明書、非課税証明書、納税証明書
申請	・申請者は本人・同一世帯の方 ・「印鑑登録証明書」を予約の際は、印鑑登録証の番号を確認します。
予約方法	総合窓口課総合窓口係へ平日の午前8時30分～午後5時15分に電話で予約。ただし、受け取り当日は午後4時30分まで。受取日の5日前から電話予約を受け付けます。
受取場所	市役所当直室
受取時間	月～土曜日 午後5時15分～9時30分 ※水曜日は午後8時～9時30分 日・祝日 午前9時～午後9時30分
持ち物	手数料、本人確認ができる書類をお持ちください。「印鑑登録証明書」の受け取りには、印鑑登録証もお持ちください。

※住民票にマイナンバーを載せることはできません。

マイナンバーカードに関する手続き

▶総合窓口課総合窓口係

■申請

マイナンバーカード申請用の写真撮影及びオンライン申請または郵送申請のサポートを行っています。通知カードの下半分の個人番号カード申請書または二次元コード付き申請書（お持ちの方）、本人確認書類をお持ちください。申請書をお持ちでない場合は市で用意します。

受付時間：月曜日から金曜日（水曜日を除く。）
午前9時～午後4時
水曜日 午前9時～午後7時
土曜日 午前9時～11時45分
午後1時～4時

■交付

マイナンバーカードを申請された方に交付をしています。市から通知書が届きましたら、記載してある必要な持ち物を持参のうえ、本人がお越しください。

■電子証明書の更新

マイナンバーカードに搭載している電子証明書の有効期限はカードの発行から5回目のお誕生日です。3か月前から更新ができます。マイナンバーカードを持参のうえ、本人がお越しください（暗証番号が必要です。）。

※マイナンバーカードの交付、電子証明書の更新の手続きは予約が必要です。福生市LINE公式アカウント、予約専用サイトから予約してください（電話予約も可能）。

市ホームページ

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/life/resident/1008515/1020806.html>

■暗証番号の再設定

マイナンバーカードの暗証番号にロックがかかったり、忘れた時は、市役所で再設定を行いますので、マイナンバーカードと、それ以外の本人確認書類を持参してください。なお、署名用電子証明書（英数字6-16ケタ）と利用者用電子証明書（4ケタ）の暗証番号は、スマートフォンで事前申し込みをすることで、一部のコンビニエンスストア等で再設定を行うこともできます。

印鑑登録と証明書

▶総合窓口課総合窓口係

■印鑑登録ができる方

福生市に住民登録がある15歳以上の方。成年被後見人の方は、本人の意思が確認できるなど、条件により登録することができます。必ず成年後見登記事項証明書を持参の上、成年後見人の方と一緒に来庁してください。

1人1個に限り、印鑑の登録ができます。

■登録手続

申請時に本人確認書類と登録する印鑑が必要です。写真付きの公的な本人確認書類を提示すると即日登録が可能です。写真付きの本人確認書類が無い場合、申請後に本人宛に照会書兼回答書を送付しますので、本人が記入した回答書、本人確認書類、登録する印鑑を持参してください。

代理人が印鑑登録申請する場合は、本人が記入した委任状と代理人の本人確認書類も必要になりますので持参してください。

本人による登録手続きの後、回答書の持参のみ代理人に依頼する場合は、本人が記入した回答書、登録する本人と代理人の本人確認書類、登録する印鑑を持参してください。

■登録できない印鑑

- ・住民基本台帳に記録されている氏名の文字で表していないもの
- ・職業、資格等他の事項をあわせて表しているもの
- ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、または一辺の長さ25mmに収まらないもの
- ・印影が不鮮明なもの、または文字の判読が困難なもの
- ・外わくの無いもの
- ・印面が平面でないもの
- ・印面が損傷、磨耗しているもの
- ・流し込み、プレス印など同一形態のものが多数存在するもの
- ・同一世帯内ですでに登録されているもの
- ・その他登録印鑑として適当でないとするもの

■印鑑登録証明書

書類に押しあてられた印影があらかじめ登録している印影と同じだということを判断するための証明書で、重要な書類をつくる場合に必要になります。

印鑑登録証明書が必要な際は、本人確認書類及び印鑑登録証または、マイナンバーカードを持参してください。代理人の場合は、本人の印鑑登録証と代理人の本人確認書類を窓口を持参してください（暗証番号が必要です。）。

臨時運行許可（仮ナンバー）の申込み

▶総合窓口課総合窓口係

未登録自動車等の臨時運行許可は総合窓口課で扱っています。福生市が運行経路に含まれていない場合は申請できません。詳しい許可基準は総合窓口課にお問い合わせください。

【申請に必要なもの】

- 1 自動車臨時運行許可申請書
- 2 自動車損害賠償責任保険証明書または、自動車損害賠償責任共済証明書
- 3 自動車を確認するための書面（いずれか1点）
 - (1) 自動車検査証（登録されている自動車）
 - (2) 限定自動車検査証
 - (3) 抹消登録証明書（登録を抹消した自動車）
 - (4) 自動車検査証返納証明書（検査証を返納した検査対象軽自動車または二輪の小型自動車）
 - (5) 通関証明書（完成検査終了証、排出ガス検査終了証、輸入車特別取扱自動車届出済書を含む）
 - (6) 完成検査終了証（型式指定自動車の新車）
 - (7) メーカー発行の譲渡証明書または製作証明書（型式指定自動車以外の新車）
 - (8) その他自動車の同一性を確認できる書面（登録事項等）
- 4 マイナンバーカード、運転免許証等、本人確認書類

土地・家屋に関する証明書の交付

▶課税課資産税係

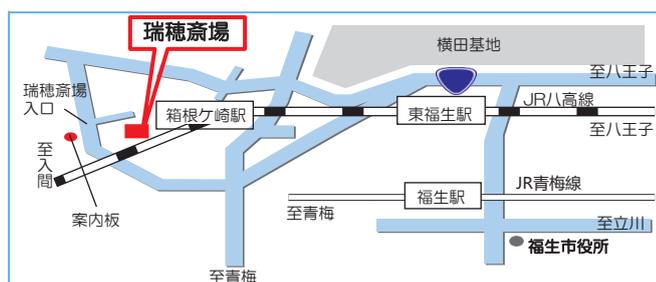
証明の種類	申請に必要なもの
評価証明書・公課証明書	本人確認ができるもの
名寄帳兼（補充）課税台帳（土地・家屋）	※本人以外の方が申請する場合には、追加の書類が必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。 例：相続人の場合は相続関係がわかる戸籍謄本等、代理人の場合は本人からの委任状など
住宅用家屋証明書	登記事項証明書または登記申請書の写し及び住民票など
公図の写し	

瑞穂斎場

▶瑞穂斎場組合 TEL 557-0064

瑞穂斎場組合は、福生市、羽村市、武蔵村山市、瑞穂町、埼玉県入間市の4市1町で構成し、運営しています。

所在地	西多摩郡瑞穂町富士山栗原新田 244 番地
※施設概要	
待合室	10室（洋8・和2 各24名～48名）・待合ロビー
火葬炉等	火葬炉8炉・告別室・炉前ホール・収骨室
式場	大（150名）・中（70名）・小（40名）
保管室	4室
駐車場	乗用車 246台 （障害者用5台、マイクロバス用6台含む）



市民標準葬儀

▶総合窓口課総合窓口係

標準的な葬儀内容や葬儀費用を定めることにより、経済的負担の軽減を図り、市民が安心して葬儀を執り行える葬儀の基準を確保する制度です。

利用できる方	・福生市にお住まいの方が亡くなったとき ・市民の方が市内または隣接市町（立川市、昭島市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町）で葬儀を行うとき
利用	直接取扱業者に申し込みください。

■取扱業者

事業所名	所在地	電話番号
愛和セシモニー	熊川888	530-8686
(有)島田屋	本町134	551-0226
(有)西武葬祭	熊川761-4	551-2547
(株)セシモア	熊川1311	551-1191 0120-57-1121
セシモニーホール福生	加美平1-19-5	542-3500
ファミリアホール創友社	福生1983-40	0120-595-102
そうしんフレールホール福生	南田園2-15-3	530-4544
(株)セシサポート	武蔵野台2-25-5	513-0090